

【新刊】「個人情報保護法Q & A 令和5年施行対応」発売！

令和5年4月1日施行対応！数次に及ぶ改正を織り込み、これ1冊で“現行個人情報保護法”を理解できる！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）は『個人情報保護法Q&A 令和5年施行対応』を発売中です。



商品紹介ページはこちらから

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104662.html?utm_source=prtmes

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474092287>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17415300>

■発売の概要

2022年4月1日に施行された令和2年改正法等にかかる個人情報保護法における実務上の対応、また、新たに問題となっている論点・プライバシーポリシー・個人情報保護規程などの最新情報を解説しています。そして、国内法に大きく影響を与えるGDPR等の必要部分から公的部門の個人情報の取扱いまで、個人情報の担当者が押さえておくべき情報を集約しています。

■商品の特長

- 個人関連情報、仮名加工情報、漏えい等報告・本人通知の義務化、外国にある第三者への提供、保有個人情報の開示方法がわかる！
- 個人情報取扱規程集ひな型等の最新版ダウンロードも可能！

25

個人情報の漏えい等があった場合、企業にはどのような対応が求められますか？

A 個人情報取扱事業者は、漏えい等またはそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」といいます。）が発生した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の①から⑤に掲げる事項について必要な措置を講じなければなりません。

- ① 事業者内部における報告および被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査および原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討および実施
- ⑤ 個人情報保護委員会への報告および本人への通知

…………… 解説 ……………

1 改正の背景

EU加盟国、米国、中国など多くの国で個人情報の漏えいがあった場合、当局への報告が義務とされています。一方、令和2年改正法施行前の日本では、制度上は努力義務でした（ただし、努力義務とはいえ、実態としては漏えい等報告について、多くの企業で対応されています）。

漏えい等報告が個人情報の本人、個人情報取扱事業者、監督機関それぞれにとって多くの意義があること、国際的な潮流になっていること等を踏まえ、令和2年改正法により、漏えい等が生じた際の報告・本人への通知について、法令上の義務として新設されました（第26条）。

2 個人データの「漏えい等」とは（通則編ガイドライン3-5-1）

（1）個人データの「漏えい」とは（通則編ガイドライン3-5-1-1）

個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいいます。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例1

個人データが記載された書類を第三者に送付した場合

事例2

個人データを含むメールを第三者に送付した場合

事例3

システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合

事例4

個人データが記載または記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例5

不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合

なお、「個人データを第三者に閲覧されないうちにすべてを回収した場合」は、漏えいに該当しません。個人データの漏えいに該当しない「個人データを第三者に閲覧しないうちに全てを回収した場合」としては、以下のような事例が考えられます。（民間分野QA6-1）。

事例1）個人データを含むメールを第三者に送付した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合

事例2）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合

ただし、これらの事例において、送付優先の取扱いやアクセスログ等が確認できない場合には、漏えい（または漏えいのおそれ）に該当すると考えられます。

個人データが記録されたUSBメモリを紛失したものの、紛失場所が社内か社外か特定できない場合には、漏えい（または漏えいのおそれ）に該当すると考えられます。なお、社内で紛失したままである場合には、滅失（または滅失のおそれ）に該当すると考えられます（民間分野QA6-2）。

なお、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、漏えいに該当しません。この場合、漏えい等報告等（第26条）の適用はありませんが、個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供にあたり、原則としてあらかじめ本人の同意を取得する必要がありますので、本人の同意なく提供した場合

■目次（抜粋）

第1章 総論

Q1 個人情報保護法の制定・改正の経緯について教えてください。

Q2 個人情報保護法上の重要な用語について教えてください。

第2章 個人情報関係

第3章 個人関連情報関係

第4章 利用目的関係

第6章 個人情報の漏えい等関係

第7章 個人データの委託関係

第8章 「同意」関係

第9章 外国の第三者への提供関係

第10章 ビッグデータの利活用

第11章 個人情報保護委員会による勧告・行政指導、罰則等

■商品概要

『個人情報保護法Q&A 令和5年施行対応』

著者：渡邊雅之

価格：定価3,300円（本体3,000円＋税10%）

ページ数：386頁

判型：A5判

商品紹介ページはこちらから

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104662.html?utm_source=prtmes

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474092287>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17415300>

発売元：第一法規株式会社

当プレスリリースURL

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/00000527.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第四部

co_support@daiichihoki.com